

議案第29号

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年8月30日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、愛西市佐屋公民館を愛西市文化会館に用途変更するため、条例の制定の必要があるからである。

## 愛西市条例第9号

### 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、愛西市文化会館（以下「会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 市民の文化、教養の向上及び福祉の増進を図るため、会館を設置する。

#### (名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市文化会館	愛西市稲葉町米野303番地

#### (管理)

第4条 会館の管理は、愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

#### (職員)

第5条 会館に、館長その他必要な職員を置く。

#### (利用の許可)

第6条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更し、又は取り消しをしようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

#### (利用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることが適当でないとき。

(特別の設備)

第8条 利用者は、会館に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、会館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第6条第2項の規定により、許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき及び災害その他特別な事由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 許可の取り消し及び利用の中止を命じた際に損害を生じた場合には、市はその責を負わないものとする。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、使用料を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者が故意又は過失によって会館又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第3条の表愛西市佐屋公民館の項を削る。

別表第1 佐屋公民館の項を削り、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

公民館附属設備使用料

(単位：円)

区分	名称	単位	使用料	備考
舞台用設備	所作台	1式	2,500	
	平台	1枚	100	
	音響反射板	1式	1,500	
	金屏風	1双	500	
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	200	
	楽団用譜面台	1台	100	
	演台・花台・司会者台	1式	200	
	ピアノ	1台	2,200	調律代使用者負担
	エレクトーン	1台	1,500	
	16ミリ映写機(ホール用)	1式	2,000	
ビデオプロジェクター(ホール用)	1式	2,000		

	スクリーン(ホール用)	1式	400		
	ドライアイスマシーン	1台	1,500		
音響設備	拡声装置	1式	2,000		
	ワイヤレス送受信機	1台	800		
	舞台用スピーカー	1対	800		
	舞台用スピーカー(モニター)	1対	500		
	マイクロホン(A)	1本	800		
	マイクロホン(B)	1本	500		
	音響録音再生装置類	1台	500		
		スポットライト(1KW)	1台	400	
	持込用機材使用電源 舞台操作関係(1KW)	1口	400		
照明設備	Aセット	フットライト	1列	8,000	
		ボーダーライト	2列		
		アッパー水平ライト	1列		
		ロアー水平ライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
		シーリングライト	1列		
		サスペンションライト	2列		
	Bセット	アッパー水平ライト	1列	4,600	
		ロアー水平ライト	1列		
		ボーダーライト	2列		
		サスペンションライト	2列		
		シーリングライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
	Cセット	ボーダーライト	2列	3,800	
		サスペンションライト	2列		
		シーリングライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
		効果器具	1基	1,000	
		スポットライト(500W)	1台	200	
	照明小物(先玉・種板等)	1品	100		

備考

附属設備使用料は、使用時間区分（午前・午後・夜間を各1回、全日を3回）により徴収する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行日の前日までに、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた佐屋公民館の使用に関する処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第11条関係)

会館施設使用料

(単位：円)

使用料及び 利用時間  施設の名称	使用料					
	午前	午後			夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 18:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
ホール	12,000 (6,000)	/	16,000 (8,000)	/	20,000 (10,000)	48,000 (24,000)
第1和室	900	300	1,200	300	900	3,600
第2和室	900	300	1,200	300	900	3,600
料理実習室	900	300	1,200	300	900	3,600
研修室	900	300	1,200	300	900	3,600
第1会議室	900	300	1,200	300	900	3,600
美術実習室	900	300	1,200	300	900	3,600
第2会議室	900	300	1,200	300	900	3,600
視聴覚室	900	300	1,200	300	900	3,600
大研修室	1,800	600	2,400	600	1,800	7,200
陶芸教室	900	300	1,200	300	900	3,600

備考

- 1 ホールで冷暖房設備を利用するときは、( )内の料金を別途徴収する。
- 2 利用時間を延長又は繰り上げて利用する場合は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、当該利用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。)を徴収する。
- 3 当日の利用時間には、会場の準備及び片付け時間を含むものとする。

## 別表第2 (第11条関係)

## 会館附属設備使用料

(単位：円)

区分	名称	単位	使用料	備考
舞台用設備	所作台	1式	2,500	
	平台	1枚	100	
	音響反射板	1式	1,500	
	金屏風	1双	500	
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	200	
	楽団用譜面台	1台	100	
	演台・花台・司会者台	1式	200	
	ピアノ	1台	2,200	調律代利用者 負担
	エレクトーン	1台	1,500	
	16ミリ映写機(ホール用)	1式	2,000	
	ビデオプロジェクター(ホール用)	1式	2,000	
	スクリーン(ホール用)	1式	400	
	ドライアイスマシーン	1台	1,500	
	大太鼓	1台	500	
	毛氈	1枚	300	
	長布団	1枚	100	
	上敷	1枚	300	
	地がすり	1枚	500	
松羽目(ジョーゼット・ドロップ)	1枚	1,000		
音響設備	拡声装置	1式	2,000	
	ワイヤレス送受信機	1台	800	
	舞台用スピーカー	1対	800	
	舞台用スピーカー(モニター)	1対	500	
	サブモニター卓	1台	800	
	マイクロホン(A)	1本	800	
	マイクロホン(B)	1本	500	



	音響録音再生装置類	1台	500		
照明設備	スポットライト (1KW)	1台	400		
	持込用機材使用電源 舞台操作関係 (1KW)	1口	400		
	Aセット	ボーダーライト	2列	10,000	
		アッパーホリゾンライト	1列		
		ロアーホリゾンライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
		シーリングライト	1列		
		サスペンションライト	3列		
		トーマタルスポットライト	1対		
	Bセット	ボーダーライト	2列	4,600	
		アッパーホリゾンライト	1列		
		ロアーホリゾンライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
		シーリングライト	1列		
		サスペンションライト	2列		
	Cセット	ボーダーライト	2列	3,800	
		サスペンションライト	2列		
		シーリングライト	1列		
		フロントサイドスポットライト	1対		
		センタースポットライト (2KW)	1基	1,000	
		花道フットライト	1式	400	
	効果器具	1基	1,000		
	スポットライト (500W)	1台	200		
	照明小物 (先玉・種板等)	1品	100		

#### 備考

附属設備使用料は、利用時間区分 (午前・午後・夜間を各1回、全日を3回) により徴収する。